

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和6年9月3日(火) 午前10時00分～午前10時30分

2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室

3 議 長 西村 覚

4 署名委員

1 番 : 川田 勉 委員 2 番 : 川田 雅彦 委員

5 出席委員(9名)

1 番 : 川田 勉 委員 2 番 : 川田 雅彦 委員 3 番 : 川中 仲文 委員

4 番 : 木原 早智子 委員 5 番 : 寺裏 和正 委員 6 番 : 土井 清孝 委員

7 番 : 西川 敬治 委員 8 番 : 西口 猛 委員 9 番 : 西村 覚 委員

6 職務のため出席した者

局長 : 柏原 佳太

局次長 : 吉田 武史

主任 : 谷本 大輔

係員 : 岡 実里

7 議案・報告等

(1) 議案第7号 農地法第3条の規定による許可

(2) 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

(3) 報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

西村 寛

署名委員

川 田 勉

署名委員

川 田 雅彦

令和6年9月3日（火）午前10時00分～午前10時30分

農業委員会議事録

会長	ただ今から令和6年第9回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 1番：川田 勉 委員 2番：川田 雅彦 委員 にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第7号「農地法第3条の規定による許可」についてです。 それでは事務局説明願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。 農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利の移動・設定を行う場合に申請するものです。 それでは、議案第7号の議案書をご覧ください。申請は、2件です。 許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添】農地法第3条調査書をご覧ください。 まず、1件目についてです。 申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1ページから11ページでございます。 なお、本申請につきましては、親族内での所有権移転であり、譲受人世帯での営農状況は今後に変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。 申請内容について、添付資料1ページの許可申請書の写しをご覧ください。 1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。 続いて、2ページの「農地法第3条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。 まず、第1号関係でございますが、1－1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有す

る農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1－2の（1）から（3）に記載のとおりです。

続いて、3ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第5号関係でございますが、5に記載のとおりとなります。

続いて、4ページに移りまして、第6号関係でございます。

これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第7号関係でございますが、「7 周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添1】議案第7号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、農作業に必要な機械としてトラクター、耕うん機を所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、親族内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。

また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれ

ます。

続いて、2 件目についてです。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料 12 ページから 20 ページでございます。

なお、本申請につきましても、親族内での所有権移転であり、譲受人世帯での営農状況は今後に変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。

申請内容について、添付資料 12 ページの許可申請書の写しをご覧ください。

1 の申請者氏名等および 2 の土地の所在等は申請書のとおりでございます。

続いて、13 ページの「農地法第 3 条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。

まず、第 1 号関係でございますが、1-1 に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2 の(1)から(3)に記載のとおりです。

続いて、14 ページをご覧ください。第 2 号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第 3 号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第 4 号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第 5 号関係でございますが、5 に記載のとおりとなります。

続いて、15 ページに移りまして、第 6 号関係でございます。

これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第 7 号関係でございますが、「7 周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添 2】議案第 7 号「農地法第 3 条調査書」をご覧ください。

	まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、農作業に必要な機械としてトラクター、耕うん機を所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。 最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、親族内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。 以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。
会長	ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。
木原委員	1番の方なんですけども、従事する状況で、世帯員はクリアしているから問題ないと思うけども、ご本人さん会社員で、日数150日というのは、成立するものなのか。 ご家族も150日ということであれば問題ないかと思うのですが、申請書持ってこられた時に、会社員といっても実質クリアしているような、ほぼ行っている状態ではないという方もいらっしゃると思うのですが、この方まだお若いですし、普通に勤務されてるんであれば、適正な数字なのかということは、確認はされとく方がいいのかなと思いました。
事務局	ありがとうございます。窓口来られた時に、確認させていただいております。
会長	他にはございませんか。 それでは、採決にはいります。 議案第7号「農地法第3条の規定による許可」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【委員挙手】

	全会一致で、議案第7号「農地法第3条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。 次に移ります。 報告第16号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。 それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第16号の議案書をご覧ください。届出につきましては、1件です。 申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料21ページから29ページでございます。 届出内容は、21ページのとおり転用の目的は露天駐車場であります。 当該届出地は、添付資料28ページの地図のとおりでございます。 現地調査へは、事務局から河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。 説明は以上でございます。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
木原委員	台帳からもう外れていたということですかね。
事務局	台帳から外れております。
会長	他に質問はございませんか。 質問がないようですので、次に移ります。
	報告第17号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」についてです。 それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があ

ったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。

届出内容につきましては、報告第17号の議案書をご覧ください。届出は5件です。

1件目についてであります。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料30ページから48ページまででございます。

届出内容は、30ページのとおりで、所有権の移転であり、転用の目的は資材置場となっております。

当該届出地は、添付資料47ページの地図のとおりに位置しております。

次に2件目についてであります。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料49ページから60ページまででございます。

届出内容は、49ページのとおりで、所有権の移転であり、転用の目的は資材置場となっております。

当該届出地は、添付資料59ページの地図のとおりに位置しております。

次に3件目についてであります。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料61ページから75ページまででございます。

届出内容は、61ページのとおりで、所有権の移転であり、転用の目的は資材置場となっております。

当該届出地は、添付資料74ページの地図のとおりに位置しております。

次に4件目についてであります。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料76ページから96ページまででございます。

届出内容は、76ページのとおりで、所有権の移転であり、転用の目的は資材置場となっております。

当該届出地は、添付資料95ページの地図のとおりに位置しております。

最後に5件目についてであります。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につつま

会長	しては、添付資料 97 ページから 114 ページまでにございます。届出内容は、97 ページのとおりで、所有権の移転であり、転用の目的は資材置場となっております。 当該届出地は、添付資料 113 ページの地図のとおりに位置しております。 なお、現地調査は、1 件目から 5 件目まですべて、農業委員会から川田 雅彦 委員、事務局から河坂で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。 説明は以上でございます。 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。本回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。
-----------	--